

## 伊丹市行政財産における自動販売機設置及び管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市公有財産規則（昭和41年規則第2号）及び伊丹市行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準（以下「使用収益基準」という。）に定めがあるもののほか、利用者の利便を図るための行政財産における自動販売機の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (使用者の公募)

第2条 自動販売機の設置により行政財産を使用する者（以下「使用者」という。）の公募は、使用収益基準第5条第4項に規定する応募者より提示された使用料の額により競争を行う方法（以下「価格競争」という。）、又は使用料の額を選定の基準の一つとする方法（以下「プロポーザル」という。）によるものとする。

### (応募資格)

第3条 使用者の公募に係る応募資格は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る。）について、安定的な実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は同項第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- (7) 伊丹市が実施した使用者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### (価格競争による使用予定者の選定)

第4条 財産管理者は、使用者を公募するに当たり、行政財産ごとに自動販売機の設置箇所の位置及び形状、面積、並びに自動販売機の種類及び付属物、その他の特記事項（以下「物件概要」という。）を作成し、財政基盤部長に報告するものとする。

2 前項に規定する自動販売機の設置箇所は、当該自動販売機を適切かつ安全に設置でき

るよう、必要な強度を備えた床等及び放熱のための空間、リサイクルボックス等の付置等を考慮しなければならない。

- 3 財政基盤部長は、第1項の報告に基づき、物件概要を取りまとめるとともに、使用料に関する予定価格及び募集期間その他使用者の公募に必要な事項（以下「募集要項」という。）を市ホームページに掲載して一定の期間告示し、公募するものとする。この場合において、その期間は、10日を下ることができない。
- 4 すでに自動販売機が設置してある物件概要のうち、当該自動販売機について、利用者の利便を図ることができないと認めるものについては、財政基盤部長は、公募しないこととすることができる。
- 5 使用料に関する予定価格は、伊丹市行政財産使用料条例（昭和43年条例第9号）第2条の規定に基づいて算定した額とする。
- 6 財政基盤部長は、提出された応募書類の審査を行い、必要な応募資格を満たす者のうち、使用料の額について、使用料に関する予定価格以上で、かつ最高の額を提示した者を使用予定者として選定するものとする。
- 7 財政基盤部長は、前項の規定により使用予定者を選定したときは、遅滞なく、すべての応募者に対して、選定結果を文書で通知するものとする。

（プロポーザルによる使用予定者の選定）

- 第5条 行政財産を所管する部局長は、総合政策部長及び財政基盤部長、その他関係部局長との協議により、効果的な施策を推進するため、価格競争による使用予定者の選定によらず、総合的な評価を行う必要があると認めるものについては、プロポーザルにより使用予定者を選定することができる。この場合において、あらかじめ募集要項に具体的な審査事項等を記載しなければならない。
- 2 前項の規定に基づく使用予定者の選定に関する手続は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約の相手方となる候補者を選定する手続の例による。
  - 3 前項に規定する手続を除くその他の手続は、第4条の価格競争による使用予定者の選定の例による。

（行政財産使用許可の申請）

- 第6条 前2条の規定により選定された使用予定者は、使用収益基準第6条に基づき、行政財産使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付（以下「申請書類」という。）して、市長に提出しなければならない。
- 2 使用予定者が正当な理由なく、その定める期日までに申請書類を提出しないときは、使用予定者の選定を取り消すものとする。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、行政財産の利用者が安全にかつ安心して商品が購入できるよう、自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売（以下「運営」という。）に関し、善良なる管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

- 2 使用者は、日本自動販売協会が定める「自動販売機設置自主ガイドライン」を順守しなければならない。
- 3 使用者は、使用期間を通じた運営をしなければならない。ただし、当該自動販売機を設置する行政財産において、災害その他不可抗力により、当該行政財産の一部又は全部が使用できなくなったことにより、運営ができない場合には、使用者は、運営を休止、又は使用期間の変更を申請できるものとする。

(使用状況の検査)

第8条 財産管理者は、使用収益基準第16条に基づき、自動販売機を設置した行政財産について、次の各号に定める項目のすべてを検査するものとする。

- (1) 自動販売機及び必要な付属物が指定された箇所に設置されており、また、必要に応じて床等を補強するなど、自動販売機が適切かつ安全に設置されているか。
  - (2) 物件概要に係る特記事項に違反していないか。
  - (3) 市長の承認を得ることなく、使用許可に関する権利を第三者に譲渡していないか。
  - (4) 市長の承認を得ることなく、使用許可に係る目的外に使用していないか。
  - (5) 前条第2項の「自動販売機設置自主ガイドライン」を順守しているか。
- 2 前項に規定する検査項目について違反があると認めるときは、財産管理者は、使用者に対し、必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(売上金額の報告)

第9条 使用者は、設置した自動販売機ごとの売上金額を次の各号に定める期日までに、財産管理者に報告しなければならない。ただし、当該期日が休日のときは、翌開庁日とする。

- (1) 4月1日から9月30日までの売上金額 10月15日
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの売上金額 翌年4月15日

(費用負担)

第10条 使用者は、運営に要する費用、自動販売機の設置及び撤去に要する費用、設置箇所を現状に回復する費用を負担するものとする。

- 2 使用者は、自動販売機の稼働に必要な電力に係る電気料金を負担しなければならない。
- 3 前項の電気料金の算定に必要な使用電力を量るため、使用者は、自動販売機に電力メーター（以下「子メーター」という。）を設置するものとし、当該自動販売機の使用電力

量を次の各号に定める期日までに、財産管理者に報告しなければならない。ただし、当該期日が休日のときは、翌開庁日とする。

(1) 4月1日から9月30日までの使用電力量 10月15日

(2) 10月1日から翌年3月31日までの使用電力量 翌年4月15日

4 第2項の電気料金は、各半期の末月における関西電力株式会社が定める単価のうち、従量電灯A電力料金（燃料調整費等、通常加算される単価を含む）の単価に使用電力量を乗じて算出された金額とする。

5 前項により算定した電気料金は、その相当額を実費徴収金として、次の各号に定める期日までに、伊丹市に納付しなければならない。ただし、当該期日が休日のときは、翌開庁日とする。

(1) 4月1日から9月30日までの実費徴収金 11月30日

(2) 10月1日から翌年3月31日までの実費徴収金 翌年5月10日

（使用料）

第11条 使用者は、使用許可に係る行政財産の使用料について、市長が定める期日までに一括で納付しなければならない。

2 前項の期日は、当該行政財産に係る使用許可を受けた日から1カ月以内とする。ただし、使用期間が複数の会計年度にわたる場合においては、2か年度目以降の期日は、4月30日とする。

3 前項に規定する期日が休日のときは、直前の開庁日とする。

4 すでに納付された使用料は、還付しない。ただし、使用収益基準第12条に該当する場合、又は市長が特に必要と認める場合には、すでに納付された使用料の一部又は全部を還付するものとする。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は平成31年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年（2019年）2月1日において、すでに使用許可を得ているもの又は契約を締結しているものについては、当該使用許可又は契約に定める期間の満了するまで、なお従前の効力を有するものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。